告

た件二件

件二件

目

次

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

○福島県災害救助法施行細則の一部 ○県議会の議員その他の非常勤の職 を改正する規則 施行規則の一部を改正する規則 員の公務災害補償等に関する条例 九 完

報

規

則

○公印を改刻しその使用を開始する

○大規模小売店舗の新設の届出につ

いて意見があった件

<del>|</del>

った件

○大規模小売店舗立地法により県が

定した件

意見を述べた件

○地籍調査の成果について認証した

○土地改良区の定款の変更を認可し

L

公 告

○指定居宅サービス事業者を指定し ○指定居宅介護支援事業者を指定し

○介護老人保健施設の開設を許可し

○指定居宅サービス事業を廃止した 旨届出があった件

○指定居宅介護支援事業を廃止した 旨届出があった件

所の名称を変更した旨届出があっ

○指定居宅サービス事業を行う事業 所の所在地を変更した旨届出があ

○指定居宅介護支援事業を行う事業 所の名称を変更した旨届出があっ

○指定居宅介護支援事業を行う事業 所の所在地を変更した旨届出があ

○指定介護予防サービス事業者を指 Ŀ рц

○指定介護予防サービス事業を廃止 Ŀ pu

事業所の名称を変更した旨届出が Ŀ

なお従前の例による。

あった件

○指定介護予防サービス事業を行う があった件 事業所の所在地を変更した旨届出

○一般競争入札を行う件

○都市計画事業の認可の告示があっ ○港湾計画の変更の概要を公告する

근

E

)指定居宅サービス事業を行う事業

○指定介護予防サービス事業を行う

した旨届出があった件

Ŧi.

-E -E Ŧi.

ㅈ

○落札者を決定した件

八

福島県警察本部

ĦΙ

改正する規則及び福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を 平成二十年十一月二十 一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県規則第九十二号

則の一部を改正する規則 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規

十三年福島県規則第十四号)の一部を次のように改正する。 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和四

第一条の五に次の一号を加える。

いる次に掲げる者の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。) 含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居して ある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を 負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障が

配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は 孫、祖父母及び兄弟姉妹

この規則は、公布の日から施行する。

2 則第一条の五の規定は、平成二十年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤によ る災害について適用し、 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規 同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、

福島県規則第九十三号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

に改正する。 福島県災害救助法施行細則 (昭和三十五年福島県規則第四十九号)の一部を次のよう

第十三条中 「額」を「額の限度」に改める。

別表第二中 「限度」を「額の限度」に改め、 同表の一の1の〇中「二三、三〇〇円」

七八八

○一般競争入札を行う件

番

号

公 印 0) 名 称

23

島県立富岡高等学校用) 福島県現金出納員印

(福

高

20.11. 収 職印

〇〇円」を「一五、一〇〇円」に改め、同表の一の1の(0円」で「一四、九〇〇円」を「一大、八〇〇円」を「一六、二〇〇円」に改め、同表の一の1の(0円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同表の一の1の 同表の一の1の(0円)に改め、同表の一の1の ○円」に改め、同表の一の1の⊆中「一七、九○○円」を「一七、八○○円」に改め、を「二一、九○○円」に改め、同表の一の1の□中「一七、五○○円」を「一七、二○ 五、一〇〇円」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課

福島県告示第七百六十九号 公印を次のように改刻し、平成二十年十一月二十一日その使用を開始する。 平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

印 影 公 印

管

理

者

の福島県現金出納員 福島県立富岡高等学校

(文書法務課)

### 福島県告示第七百七十号

平成20年11月21日 金曜日

情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 づくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部 年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まち 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 コジマNEW方木田店 福島市方木田字南島九番地三ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

利用し、極力再生利用を行うこと。 雑誌、紙パック、その他の紙等)、びん類、缶類)については、再資源化ルートを 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの(古紙類(ダンボール、新聞紙、

め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。 に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努 また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正

市指定業者という表記ではなく、福島市許可業者という表現が適当) 動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)・事業系一般廃棄物 など)ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業活 (福島

止対策条例に該当する施設を設置する際には、設置の三十日前までに届出をするこ 騒音規制法、振動規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例、福島市公害防

します。 また、 公害に関する苦情が発生した際には誠意ある対応をされるようお願いいた

(商業まちづくり課)

# 福島県告示第七百七十一号

部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する ちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務 十年十一月二十一日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業ま 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。) 第八条第四

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパースポーツゼビオ福島南バイパス店 福島市黒岩字浅井十八番地ほ

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

# 福島県告示第七百七十二号

下郷町の地域内における地籍調査の成果について、 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 南会津郡

平成二十年十一月二十一日

福島県知事

佐

藤

雄

平

調査を行った者の名称

成果の名称

(農村計画課)

の事

名 業 称所

所 事

称(個人に申請者の名

る事務所の所

申請者の主た

指定年月日

の 種 類

在地(個人に

氏名) あっては、

あっては、

住

業 在 所 地の

南会津郡下郷町大字高陦の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

## 福島県告示第七百七十三号

只見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 平成二十年十一月二十一日 南会津郡

福島県知事

佐

藤

雄

平

看護ステー

わかば訪問

町本町二―五

誠会

医療法人信

福島県いわき

平成二〇年

訪問看護

二一五一七 市植田町本町

日

ション

調査を行った者の名称

成果の名称

南会津郡只見町大字楢戸の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

問介護ステ 病院指定訪 福島寿光会

> 福島市北町

> > 同

県福島市 

同

光会 医療法人五

北町一|

一 月

日年

訪問介護

ーション

株式会社ト

浜下神白字館 ノ腰五―一

# 福島県告示第七百七十四号

一月十三日認可した。 土地改良区から平成二十年九月十九日付けで申請のあった定款の変更について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 同年 年 十

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄

ス

フ・アネシ ータルライ

フ・アネシ

白字館ノ腰五

用具販売

特定福祉

ータルライ 株式会社ト

市小名浜下神

貸与

福祉用具

同

県いわき

同

平

(農村計画課)

リ介護ステ 福寿リハビ

**一三一二六** 郡山市並木三

寿会 学校法人福

並木三―二―

月五日

(高齢福祉課介護保険室)

同

県郡山市

同

通所介護

ーション

福島県知事 佐 藤 雄 平

東土地改良区から平成二十年十月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

白河市

-十一月十三日認可した。

平成二十年十一月二十一日

福島県告示第七百七十五号

(農村計画課)

### 公告第五百九十一号

居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、

指定

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤

雄

平

### 公告第五百九十二号

介護支援事業者を次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、 指定居宅

平成二十年十一月二十一日

福島県知

事

佐

藤

雄

平

ンサービス	事業所の名称
本町二―五―七	事業所の所在地
会聚法人信誠	申請者の名称
五―七 植田町本町二― 福島県いわき市	事業所の所在地申請者の主たる
日一平成二〇年	指定年月日

ンターはるかドケアプランセハッピー愛ラン	郷 アサービスセ	所を介護支援事業をおおぞら指定居	護支援事業所ささきの居宅介
———— 伊達市保原町六	○一一八	釜場一○―二 福島市飯坂町字	ツー〇一
北信福祉会	湖星会	合資会社アイ· マルチサービ	株式会社かみ
六—二 矢野目字才ノ後 同 県福島市南	五—一 県二本松市	—二 坂町字釜場一○ 市飯	二七—三 二七—三 根福島市笹
同	同	同	一同一
			月一
			日年

### (高齢福祉課介護保険室)

### 公告第五百九十三号

保健施設の開設を次のとおり許可した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により、介護老人

平成二十年十一月二十一日

福

福島県知事 佐 藤 雄 平

設あだたら	施設の名称
戸ノ内ニー―一	施設の所在地
会医療法人幸信	申請者の名称
戸ノ内ニー―一二本松市油井字	事務所の所在地
日 一 月 一 日	許可年月日

(高齢福祉課)

### 公告第五百九十四号

| ービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。 | 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

事業部 「ひまわり」 「ひまわり」	ス遊友	協同組合	の 事 名 業 称 所
田町四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	字北中野三〇	村内一七六 野町上高野字 子 村内一七六	所 事 在 所 地 の
分株式会社国	有限会社フ アルデザイ	協同組合	氏名) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ に に に に に に に に に に に に に
一二   市平字佃町四   円   円   円   円   円   円   円   円   円	内三七—一富田町字諏訪 県郡山市	松市扇町三五 松市扇町三五	所) 在地(個人に を事務所の所 に を主義の主た
一 同 一 月 一 日 年	日 同 月 五	一〇月六日 平成二〇年	廃止年月日
用 貸 福 福 祖 男 販 売 祖	通所介護	貸与福祉用具	の 種 類 類

### 公告第五百九十五号

旨届出があった。 護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介

(高齢福祉課介護保険室)

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

業所つばさ	事業所の名称
岸七六七——相馬市小泉字根	事業所の所在地
リティーライ	事業者の名称
—— 泉字根岸七六七 福島県相馬市小	事務所の所在地事業者の主たる
日〇月三一平成二〇年	廃止年月日

公告第五百九十六号

ービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ

(高齢福祉課介護保険室)

愛あいヘル

福島市山居三

伊達市田町六 | 合同会社愛

福島県伊達

訪問介護

市田町六〇

あい

パーステー

ション

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

> 協同組合 あいづ農業

野町上高野字

協同組合

若松市扇町

会津若松市高

あいづ農業

同

県会津

福祉用具 訪問介護 貸与

字西川端一〇 会津町新在家 会津若松市北

村内一七六

五一

拞.

ı		<u> </u>	
	ョン ーステーシ ジ愛ヘルパ	愛病院 人至誠会慈 这	業所の名称 変更前の事
	ン ステーショ こうじま慈	病院 うじま慈愛 うじま慈愛	業所の名称
	同	ー 鈴鹿一○三— 一 ○ 三—	所 事 在 所 地 の
	同	人至誠会	氏名) 氏名) 氏名)
	闰	○三―一 市錦町鈴鹿一	所) 在地(個人に あっては、住 (基素)の所の所
	訪問介護	ション ドリテー ン	の 種 類 類

介護事業所 ひかり訪問

浜中町境一三

浜中町境一三

株式会社ひ

同

県いわ

同

かり介護

前三八―四 南富岡字中

(高齢福祉課介護保険室)

三

イツA---グリューネハ 訪問介護事

ンター指定 介護支援セ

三

須賀川市大町

梁瀬四五五—石川郡石川町

介護支援セ 有限会社旭

川市岩渕字

訪問介護

ンター

前南三九—

有限会社旭

### 公告第五百九十七号

- ビス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ 平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

		Ħ	本
		名	業
		称	所の
		所の所在地	変更前の事業
		所の所在地	変更後の事業
氏名)	あっては、	称(個人に	事業者の名
は、住場人にも	の所在地	たる事務所	業者
		の種類	サービス

### 公告第五百九十八号

護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

所の名称変更前の事業
所の名称変更後の事業
所 在 地
の 事 名 業 称者
事務所の所在地事業者の主たる

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五百九十九号

平戈二十手十一引二十一日 護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

センターケアテル介護	護支援事業所ひかり居宅介	同組合という農業協	の 事 名 業 称 所
○三――	中町境一三	川端一〇—五 津町新在家字西	所の所在地変更前の事業
崎三八―― 千代田字トヤガ 耶麻郡猪苗代町	—   ○三   中町境一三グリ   中町・本ハイツA	一七六 一七六 一七六	所の所在地変更後の事業
医療法人ケ	かり介護	協同組合	の 事 名 業 称 者
寺二四〇三—— 苗代町川桁字元 同 県耶麻郡猪	中前三八―四中前三八―四	市扇町三五―一	事務所の所在地

(高齢福祉課介護保険室)

### 公告第六百号

- 雙予方ナーごス事養資と欠りこおり旨定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

ショ 看護 ス が ば	の事
ンステー問	名 業
一門	称 所
町 い 七本わ	所 事
七 本町二―	* 在一
一点植	
五田	地の
誠会医療法人	氏名) 氏名)
法 人	R (個人に つては、 名)
信	
二市福	所) 在地(個人に を事務所の所 住
二一五一. 市植田町.	(1)   地(個人   地(個人
七本わぎ	と、 住に 所の 主
-	
日〇月二七年	指定年月日
七年	
訪問看:	のサ
訪問看護	の 種 類 類
HZ 177	从八

(高齢福祉課介護保険室)

…。 護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があっ介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介**公告第六百一号** 

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	の事
	名業
	称所
	所事
	在
	地の
氏名)	称 (個人に
所) あっては、住 に個人に	事業者の主た
	廃止年月日
	の 種 類

ーション リ介護ステ	スフ・アネシイ	ぼう ソろくまん リテーショ	和所介護日	福島寿光会 同介護ステ
那山市並木三 一三一二六	ノ腰五―一 浜下神白字館 一一	一五—一 市保原町	志五輪七五— 一 一 一 一 一 一 一 一 一	————————————————————————————————————
寿会	ス フ・アネシ ス・アネシ	公会 公会 不完	日和のアー専科	光会光人五
元三 並木三—二— 一二—	日字館ノ腰五 一一 田 県いわき	六—一 県福島市	七五一三 県伊達市	北町一―四〇
一 同 月 五 日 年	同	同	司	一 一 月 一 日 年
通所介護	用 予 特定 福祉用 月 下 特定介 福祉 再 其 版 福祉 再 其 版 市 表 市 表 市 表 市 表 市 表 市 表 市 表 市 表 市 表 市	ションビリテー	通所介護	訪問介護 所 護

愛人社	VIIA — <del>L</del> A
愛病院 人至誠会慈	業所の名称 変更前の事
病院 人至誠会こ うじま慈愛	業所の名称 名称
一 鈴鹿一○三— 小わき市錦町	所 事 在 所 地の
人至誠会	氏名) 氏名) 氏名)
で 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 の 三 一 一 の も る る る る る る る る る る る る る	所) を事務所の所 を事務所の所 を事業者の主た
ション 逆リテー 介護予防	の 種 類
	病院

報

### 公告第六百二号

護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介 平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

事業部 「ひまわり」 「ひまわり」	ス遊友	協同組合
佃町四―二	字北中野三〇 下出中野三〇	村内一七六野町上高野字
分 株式会社国	ァルデザイ 有限会社フ	協同組合
   市平字佃町四   県いわき	内三七—一富田町字諏訪同 県郡山市	―― 松市扇町三五 ――
一 同 一 月 日 年	日 同 月 五	平成二〇年
用 予 特 定 有 音	通所介護予防	貸与 福祉用具 所

### (高齢福祉課介護保険室)

### 公告第六百三号

護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介

(高齢福祉課介護保険室)

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

介護事業所	業所 が護支援セ が護支援セ 事を がします。	協同組合業	ション パーステー	名 事 業 所 称 の
浜中町境一三三	二四〇	会津若松市北 字西川端一〇	七—— 七—— 居三	所の所在地 地
三 イツA イリューネハ バヤ町境一三 一 〇	三 梁州四五五川町五五川町	村内一七六野町上高野字	○—二	所の所在地
かり介護	カリック	協同組合	あい 合同会社愛	氏名) 氏名) 氏名)
前三八―四 南富岡字中 四 円 四 円 四 円 円 四 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	二二 前南三九— 川市岩渕字	三五—— 三五——	市田町六○	では、住所) ては、住所) ては、住所)
同	訪問介護 介護予防	貸 福祉 所	訪問介護 所	の 種 類

(高齢福祉課介護保険室)

う。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。 入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」とい埋設農薬適正管理事業埋設農薬無害化処理業務の委託について、次のとおり一般競争 以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。 公告第六百四号 平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

### 入札に付する事項

- (その五) 調達をする役務の件名及び数量 二 埋設農薬適正管理事業埋設農薬無害化処理業務
- 2 調達案件の仕様等
  入札説明書及び仕様書による
- 3 委託期間 契約締結の日から平成二十一年三月二十七日まで
- 4 履行場所 福島県農業総合センター農業短期大学校(福島県西白河郡矢吹町一本

# 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 重ねて当該資格の確認を受けることはできない。 参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。ただし、異なる者と共同で 入札に参加することができる者は、次の||又は||に該当する者で、かつ、入札に
- 2及び3の資格要件をすべて満たしている者であって単独で入札に参加するも
- と3の資格要件を満たす者 2の資格要件を満たす者 一同で入札に参加するもの (以下「収集運搬業務入札参加者」という。)一者が、 (以下「無害化処理業務入札参加者」という。)一者
- 無害化処理業務を行う者の資格要件

福

2

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 止を受けていない者であること。 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停
- は申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札 てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法 に参加することに支障がないと認められる者であること。 律第二百二十五号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しく 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の申立
- う。)において示された方法に基づき処理を行うことができる者であること。 部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知。以下「技術的留意事項」とい 日付け環産廃発第○四一○一二○○二号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策 POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項について(平成十六年十月十二
- (五) 契約期間内に、 技術的留意事項において定められた残さの処理ができる者であ

- る法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十四条第六項 ア に規定する産業廃棄物の処分の業の許可を有している者であること。 次に掲げるすべての産業廃棄物を事業範囲とする廃棄物の処理及び清掃に関す
- その他これに類する不要物 がれき類(工作物の新築、 一改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片
- 廃プラスチック類
- 金属くず
- 3 収集運搬業務を行う者の資格要件
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること
- □ 2の穴に掲げるすべての産業廃棄物を事業範囲とする法第十四条第一項に規定 地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又 する産業廃棄物収集運搬業の許可を、福島県知事及び産業廃棄物処理施設の所在 2の一から四までに掲げる条件をすべて満たす者であること。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

は区長)より受けている者であること。

三

- る者は、その旨を証する書類を添付すること。 る者に必要な資格の確認の申請をすること。この場合において、共同で入札に参加す いて証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加す 仨から☆まで及び二の3に掲げる事項(二の2の⊖及び≒に係る事項を除く。)につ 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2の
- 1 曜日、日曜日及び同年十一月二十四日(月)を除く。 五時三十分まで 提出期間 平成二十年十一月二十一日 (金) から同年十二月四日 | の午前八時三十分から午後||年十二月四日(木)まで(土
- 2 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇

福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県農林水産部農業支援総室循環型農業課

電話〇二四―五二一―七三四二

- 3 成二十年十二月四日 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、 (木) 午後五時三十分まで必着とする。 書留郵便とし、 平
- 入札説明書等の配布

几

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- 十分まで 日曜日及び同年十一月二十四日 配布期間 平成二十年十一月二十一日 (金) から同年十二月三日 (月)を除く。)の午前八時三十分から午後五時三
- 配布場所 三に掲げる場所に同じ。
- 先明記のものを同封のうえ、三に掲げる場所まで、平成二十年十二月二日 紙五十枚が入る程度の大きさの返信用封筒であって二百四十円の切手をはったあて その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用 (火) 午

Ŧi. 入札及び開札の日時及び場所 後五時三十分までに必着で請求すること。

日時 平成二十年十二月十八日 (木) 午後三時

2 場所 福島県庁東分庁舎二階二〇二会議室(福島県福島市杉妻町五番七十五号)

入札保証金及び契約保証金

3

その他

入札に当たっては、

一般競争入札参加資格確認通知書を持参すること。

2 ずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のい 契約保証金 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなけ

t 入札の無効

場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する

八 その他 す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

のみを作成すること。 係る入札書のみを、収集運搬業務入札参加者にあっては収集運搬業務に係る入札書 を作成すること。ただし、無害化処理業務入札参加者にあっては無害化処理業務に 入札書の作成方法 無害化処理業務に係る入札書及び収集運搬業務に係る入札書

2 分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、そ 百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百

3 た者を落札者とする。 と収集運搬業務に係る入札金額との合算額の最低の価格をもって有効な入札を行っ 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、無害化処理業務に係る入札金額

契約書作成の要否 要

5 その他 詳細は、入札説明書による。

平成20年11月21日 金曜日

公告第六百五号

港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、 相馬港

平成二十年十一月二十一日

港湾計画の変更の概要

代表者 福島県知村 福島県知事 佐 福 島 雄 平 県

> 公告した相馬港港湾計画について、進出企業の立地計画に対応するため変更した事項 港湾計画の変更の概要を公告する件(平成八年公告第三十六号)によりその概要を 次のとおりである。

水域施設計画

泊地

地 号ふ頭 X 名 水 深 (メートル) Ŧi. · Б.

係留施設計画

2

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	バース数	用途
一号ふ頭	公共用	七 五	三バース	一般船用
	公共用	五 · 五	三バース	一般船用
	公共用	七 五	廃止	旅客船用
	公共用	五 · 五	廃止	旅客船用
五号ふ頭	公共用	五 · 五	一バース	危険物船用
上かったラロマ	\$P\$			

3 港湾環境整備施設計画

緑地

一号	地
号ふ頭	区
	名
	面
	積
	$\widehat{\wedge}$
	クタ
	ĺ
八	<u> </u>

(農林総務課)

4

土地造成及び土地利用計画

( 単位
^
ク
タ
1
ル
$\overline{}$

一号	名 地区
<u>=</u>	地 埠 頭 用
<u> </u>	連用地
	用工
	地業
	施設用地
六	用 交通機能
八	緑地
四	生 交 用 厚
ш	合
	計

公告第六百六号

11:[11:]				九 九	<u>一</u> 一 九 九			ふ五頭号
(回 ()	回回	八	(가)			<u>-</u>	(	ふ頭

注 に密接に関連する土地利用計画で内数である。 ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、 特

- 今回変更に係る地区についてのみ記載した。
- 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
- 変更後の港湾計画の縦覧の場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部河川港湾総室港湾課

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条

第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄

平

道(県北処理区)道(県北処理区)	種類及び名称都市計画事業の
福島県	施行者の名称
市総室下水道課福島市杉妻町二福島市杉妻町二	事務所の所在地
使用の部分 変更なし	事業地の所在

〒 水 道 課

### 公告第607号

める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務 規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

半成20年11月21日

落札に係る物品等の名称及び数量

福島県知事

Ĥ

藤

推

#

非破壞構造解析装置 1式

- ယ 2 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
- 落札者を決定した日
- 落札者の氏名及び住所 平成20年10月3日

4

- 三益半導体工業株式会社 群馬県高崎市保渡田町2174番地1
- J 落札金額

44,835,000円

契約の相手方を決定した手続 -般競争人札

6

半成20年 8 月22日 特例政令第6条の公告を行った日

港

湾

課

~1

(入札用度課)

# 福島県警察本部公告第54号

第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。 て、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以 下「施行令」という。) 第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則 交通反則通告業務用機器及び福島県警察電子情報統合システム用機器の賃貸借につい

平成20年11月21日

福島県警察本部長

 $\nearrow$ 

籴 ᆵ | |

入札に付する事項

- システム用機器 一式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。 借入物品の名称及び数量 交通反則通告業務用機器及び福島県警察電子情報統合
- 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 借入期間 平成21年1月1日から平成24年12月31日まで
- 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

要な資格の確認を受けた者であること。 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

- 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であ
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、 販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること

2

- ယ 5 入札に参加する者に必要な資格の確認 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であ

ところ でに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をす 掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年12月1日(月)午後5時ま 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号 電話024-522-2151 福島県警察本部警務部会計課入札係

- 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 に同じ。 3に掲げる場所
- 2 察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年12月5日 (金) 午後1時30分 福島県警
- その他 郵便による入札は、不可とする。
- 入札保証金及び契約保証金
- かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札
- ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合 においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな
- 入札の無効

その他

- す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
- (1) 入札方法 の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 分の100に相当する金額を入札書に記載すること る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105 端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

平成20年11月21日 金曜日

- 行った者を落札者とする。 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
- 契約書作成の要否
- その街 詳細は、入札説明書による

(4) 3

<u>= || |</u> 誤

気